



寒河江市 教育研究所の概要



寒河江市教育研究所運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、寒河江市教育研究所設置条例（昭和63年市条例63号）第8条の規定に基づき、寒河江市教育研究所（以下「研究所」という。）の運営について必要な事項を定める。

(構成)

第2条 研究所は、県費負担職員（次項において「教職員」という。）及び教育委員会の事務局職員をもって構成する。

2 前項に定める教職員は、次のとおりとする。

- (1) 教育職（校長・教頭・主幹教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭等）
- (2) 行政職（学校事務職員）
- (3) 医療職（学校栄養職員）

(機関)

第3条 教育研究所に次の機関を置く。

- (1) 運営委員会
- (2) 事務局
- (3) 専門委員会
- (4) 課題研究部会
- (5) 研修部

(機関の構成と任務)

第4条 各機関の構成及び任務は次のとおりとする。

(1) 運営委員会は、寒河江市教育研究所の運営及び事業計画に関する事項、その他必要な事項を審議する。

運営委員会は、所長・副所長・小・中学校長（所長・副所長を除く）・指導推進室長及び事務局長をもって構成する。

(2) 事務局は、教育委員会事務局職員をもって構成し、企画・庶務・会計及び運営委員会で決定したことを掌る。

(3) 専門委員会には、学力対策委員会及び研究紀要編集委員会を置く。学力対策委員会は、委員長及び各学校の教科主任等をもって構成し、市全体の児童生徒の学力の分析と向上対策を担当する。研究紀要編集委員会は、委員長及び各校教頭等をもって構成し、「研究紀要 教育風土さがえ」を年度末に発行する。

学力対策委員会及び研究紀要編集委員会は、研修部とは別日に開催する。

(4) 課題研究部会は、運営委員会で必要と判断した場合に設置するものとし、市全体として共有すべき課題について研究する。課題研究部会は、部会長及び必要な研究員をもって構成し、研修部とは別日に開催する。

(5) 研修部のうち、研究協力校は、市教育委員会による中学校区ごとの研究委嘱校とする。研究協力校は、自校の研究課題を設定し、その追究を通して市全体及び中学校区ごとの児童生徒の教育の推進を図る。

(6) 研修部のうち、小中合同部会、特別支援学級部会、養護教諭部会、学校事務職員部会は、中学校区ごとに必要な教育課題について研修する。

(7) 学校栄養職員部会は、市全体で必要な教育課題について研修する。

(運営委員及び事務局員の委嘱)

第5条 運営委員及び事務局員は、所長が委嘱する。

(研究員の所属及び委嘱)

第6条 研究員の所属及び委嘱は次のとおりとする。

(1) 専門委員会及び課題研究部会には各学校の代表者が所属し、所長が委嘱する。

(2) 研修部のうち、研究協力校における研究員は当該学校の教職員をもって構成し、研究協力員を要請することができるものとする。

(3) 研修部のうち、小中合同部会、特別支援学級部会、養護教諭部会、学校事務職員部会、学校栄養職員部会における研究員は、教育研究所構成員名簿に登載することによって、委嘱したものとみなす。

(担当校長・委員長・部会長の任務)

第7条 各専門委員会、課題研究部会、研修部の研究協力校及び各部会の担当管理職等は、専門委員会や部会等の企画・運営と指導・助言に当たる。

(研修回数など)

第8条 研究会及び研修会等の回数は、原則的に次に定める範囲内となるよう努める。

- | | |
|-------------------------|------|
| (1) 運営委員会 | 2回程度 |
| (2) 全員集会（中学校区ごとの分散開催あり） | 1回 |
| (3) 全体研修会 | 1回 |
| (3) 研修部（公開研究会） | 1回 |
| (4) 研修部（各部会） | 2回 |
| (4) 学力対策委員会 | 2回 |
| (5) 研究紀要編集委員会 | 2回 |

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

平成7年4月1日に一部訂正する。

平成8年4月1日に一部訂正する。

平成9年4月1日に一部改正する。

平成10年4月1日に一部改正する。

平成14年4月1日に一部改正する。

平成16年4月1日に一部改正する。

平成18年4月1日に一部改正する。

平成19年4月1日に一部改正する。

平成23年4月1日に一部改正する。

平成24年4月1日に一部改正する。

平成26年4月1日に一部改正する。

平成29年4月1日に一部改正する。

平成31年4月1日に一部改正する。

令和5年度 組織図

